

令和7年第7回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和7年7月28日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後4時00分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後4時48分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀨守	出	12	丸橋 高記	欠
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	出
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	欠
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	出		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明  
次長 菅谷順吾  
書記 青木智史  
書記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和7年第7回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、丸橋高記委員から、欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は、12名中、11名で、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和7年第7回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について。 日程第3、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第4、議案第47号から議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第51号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、鳥塚正実委員と稲山久夫委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページを御覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、農地を農地以外の使用目的とする許可申請を取り下げるものでございます。 それでは、報告第1号について、ご報告申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請取り下げの理由としましては、当申請の計画実行の目処が立たなくなったことから、計画を中止したいとのことです。</p>
<p>議長</p>	<p>なお、現地については、許可前に、申請を取り下げているため、未着手で、農地のままの状態となっております。 報告は、以上です。 報告事項ですので、ご了承願います。 続きまして、日程第3、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、栗原功委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>(栗原委員が退席)</p> <p>それでは、議案第46号について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページをご覧ください。</p>

<p>議長</p> <p>吉川推進委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第46号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は以前から農業に興味がありましたが、本年4月の議案第30号でご審議いただいた転用申請の際に分筆した農地を、譲受人のご家族である譲渡人から譲り受けられることになったため、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、季節の露地野菜を栽培する予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>吉川推進委員。</p> <p>先般、7月25日に、坂本委員、栗原委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅前にある畑でありまして、夏野菜が栽培されております。</p> <p>家庭菜園としても、効率的に耕作できるような状況であることを確認いたしました。</p> <p>周辺には、農地がたくさんあるわけですが、その利用に影響を与えるようなものではなく、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第46号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第46号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>議案審議が終了しましたので、栗原委員は、復席してください。</p> <p>(栗原委員が復席)</p> <p>続きまして、日程第4、議案第47号から議案第50号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第47号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第47号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、譲渡人の子で、現在、町内のアパートに夫婦と子ども1人で暮らしていますが、子どもの成長に伴い、手狭になっており、譲渡人である父親と相談した結果、実家近くの申請地に住宅を建てたいということで、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の</p>
--	--

	<p>第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>なお、申請地は、令和7年5月16日付けで、除外となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
鳥塚委員	<p>鳥塚委員。</p> <p>令和7年7月23日、齋藤推進委員と現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>申請内容については、事務局の説明があったとおりで、譲渡人の息子が、自己用住宅を建てるものであります。</p>
議長	<p>申請地は、北側に道路が走っており、車両等の進入も容易で、駅等の近くに位置し、宅地化が進んでいる状況で、周辺農地への影響もないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第47号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第47号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第48号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第48号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>案内図の下の図を御覧ください。</p> <p>本申請地と、本申請地を囲んでおります〇〇番、〇〇番、〇〇番の全4筆は、以前より住宅敷地として使用されており、土地所有者の先代が、昭和〇年に新築した居宅が建っております。</p> <p>譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、土地所有者が町外在住であることから、事業計画者の1人が住む住宅として、これらの土地・家屋を売買する話が持ち上がり、その調査の中で、本申請地が農地のまま残っていることが判明したため、申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、譲受人の2人は親子で、申請地以外の3筆は農地ではないため、既に、この2人の名義で所有権移転登記が済み、娘さん家族は同地に住民票を移転しております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>なお、申請地は、令和7年5月16日付けで、除外となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p>
鳥塚委員	<p>鳥塚委員。</p> <p>令和7年7月23日、齋藤推進委員と現地調査を実施し、譲渡人に事情を伺いました。</p>

	<p>申請内容については、事務局から説明のあったとおりとなります。</p> <p>現況と案内図を確認し、利用事情から、特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 48 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 48 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 49 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 49 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地となります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内に所在し、主に不動産業を営む法人ですが、本議案の申請地の周辺環境が、住宅用地としての需要が見込めると考え、譲受人から、隣接する宅地とあわせて、譲り受けられることになったため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p>
井伊委員	<p>井伊委員。</p> <p>7 月 25 日、吉田委員、保坂推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、遊休化して長い状況で、保全管理もされておらず、周辺は宅地に囲まれているような状況で、周囲の営農に影響を与えるようなものではないものと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 49 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 49 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 50 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 50 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市に家族で居住しておりますが、町内に暮らす、娘夫婦や孫の近くに移住し、支え合いながら、生活したいと考え、住宅建築の候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
栗原委員	<p>栗原委員。</p> <p>26日に、坂本委員、吉川推進委員と私の3人で現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>譲受人と譲渡人に関係性はなく、不動産屋から紹介を受け、譲り渡すことを決めたとのことでした。</p> <p>申請地についても、きれいに管理されている状況で、何ら問題ないものと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第50号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第51号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第51号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第51号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。</p> <p>今回の計画は、全24筆で合計面積38,538㎡です。</p> <p>農地は、全て畑となります。</p> <p>番号1～15につきましてご説明いたします。</p> <p>こちらは、現在の耕作者が寄居町での営農規模を縮小するにあたり、近隣で耕作をする農業者へ再転貸を行うものです。</p> <p>また、番号18～24につきましてご説明いたします。</p> <p>こちらは所有者が営農が厳しくなり規模縮小することになったことから、近隣で耕作をする農業者に転貸するものです。</p> <p>そのほかは議案書のとおりです。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長 事務局長</p>	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から 2 点、御連絡申し上げます。</p> <p>1 点目ですが、先月の総会で、皆様に御審議いただきました、議案第 44 号の太陽光発電施設の農地転用許可申請につきまして、県が許可を行いました。</p> <p>このことにつきまして、過日、埼玉県から説明を受けましたので、次長より皆様に御報告申し上げます。</p>
<p>議長 事務局次長</p>	<p>事務局次長。</p> <p>それでは、御報告申し上げます。</p> <p>(申請内容について、説明)</p> <p>今後、本件のような事例については、町と県で事前に情報共有し、対応を行っていくこととしております。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項について、委員の皆様からご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>会長の私からになります。ただ今の説明を受け、県が許可を行ったからといって、町の判断が誤っていたということではないと理解しています。</p> <p>農業委員会としては、今後も慎重審議を行い、許可相当か不許可相当かを判断していくことが大切であると考えていますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、事務局、もう 1 点について、お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今回の総会日程について、申し上げます。</p> <p>今回の総会ですが、8 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分からお願いしたいと存じます。</p> <p>なお、開催場所は、役場庁舎 3 階の庁議室になります。</p> <p>もう一度、繰り返し申し上げます。</p> <p>8 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分から、役場庁舎 3 階の庁議室で、お願いしたいと存じます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 事務局長</p>	<p>それでは、特に無いようですので、令和 7 年第 7 回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(起立・礼・着席の発声)</p>

署名委員の決定について議長指名により

鳥塚 正実 委員      稲山 久夫 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年7月28日

議 長

坂本 建治

委 員

稲山 久夫

委 員

鳥塚 正実